

## 第 9 期計画 施策の展開<検討資料>

以下の 6 つの重点施策に、それぞれ KPI（Key Performance Indicator=重要業績評価指標）を設定し、高齢者福祉等に関する施策を展開します。

各施策の推進に際しては、ターゲットとする対象像を見据えて戦略的に事業構築を図る観点から、自立期、要支援・軽度期、中重度・終末期など、高齢者の状態に応じて効果的に事業を実施します。あわせて、複雑化・複合化する高齢者の課題に適切に対応するため他分野との連携を図りながら、各施策に ICT の活用を取り入れ、横断的に取り組みます。

なお、各事業は、計画策定時の事業内容や目標等を掲載しており、今後、より効率的・効果的な手法を検討した上で、必要に応じて見直しを行います。また、自立支援・重度化防止の取組の評価指標の達成状況に応じて交付される「保険者機能強化推進交付金」を活用し、介護予防・健康増進等に資する取組の改善・充実を進めます。

### 1 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進

高齢者の健康増進や自立支援の取組を進めるためには、支援体制の充実・強化だけでなく、市民や事業者の主体的な取組が重要となります。

介護予防の推進を通じて、要介護状態にならない健康状態の維持・向上を促し、健康寿命の延伸と持続可能な介護保険制度の実現に向けた取組を強化します。

#### 【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標                | 指標設定の考え方   | 現状<br>(令和 3<br>(2021) 年度) | 目標<br>(令和 8<br>(2026) 年度) |
|-------------------|--|---------------------------|---------------------------|
| 新規要支援・要介護認定者の平均年齢 | 初めて要支援・要介護認定を受ける年齢が高くなることは、高齢者が自立して暮らし続けられる期間が長くなることであり、健康寿命の延伸に向けた取組の状況を表す評価指標として適している。 | 79.8 年                    | 検討中                       |

※ 出典：厚生労働省介護保険事業状況報告

(目標) 本市の「新規要支援・要介護認定者の平均年齢」は、全国平均より低いため全国平均に近づけることを目標として、令和 8（2026）年度の目標値を 年 に設定します。

## (1)介護予防の充実・推進

要介護・要支援状態に至る前の高齢者の介護予防・自立支援を行うことにより、高齢者の生活の質を向上させることが重要です。

高齢者が適切に介護予防に取り組める仕組みの構築をさらに進めます。これまで介護予防・フレイル予防に取り組んでいない高齢者を対象に、「あるく」（運動）、「しゃべる」（社会参加）、「たべる」（食生活・口腔機能）というフレイル予防に有効な要素を取り入れたプログラムを実施し、日常生活の中で継続して行動変容を促す仕掛けの構築を進めます。

地域においてより効果的に事業を実施するため、民間活力や ICT の活用を取り入れて介護予防・フレイル予防に取り組めます。

また、令和 2（2020）年 4 月の高齢者の医療の確保に関する法律の改正で規定された、医療保険者による保健事業と介護保険者による介護予防事業の一体的な実施を推進します。



## (2)リハビリテーション専門職を活かした取組の推進

介護予防を効果的に展開するためには、リハビリテーションの理念を踏まえて、心身機能の回復を主目的とした高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の整備や、地域において生きがい

や役割を持って生活できる居場所や出番の提供など、高齢者を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチが重要となります。

リハビリテーション指標を活用し、リハビリテーションの提供体制の把握を行います。また、リハビリテーション専門職によるアセスメント訪問や自立支援型地域ケア会議（介護予防ケアマネジメント検討会議）の実施を通じて、リハビリテーション専門職を含む多職種が協働して対象者の状態の評価・検討を行い、ケアマネジメントの質の向上、高齢者のQOL（Quality of Life＝生活の質）の向上をめざします。さらに、リハビリテーション専門職関係団体と連携し、介護予防につながる様々な取組を推進します。

### **(3)介護予防・生活支援サービス事業の推進**

必要な方に適切な介護予防サービスや生活支援サービスが提供され、地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、地域の実情に応じて多様な主体がサービスを提供する介護予防・生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の充実を進めます。

また、地域において、多様な介護予防事業、生活支援サービスを提供できるように、日常生活圏域コーディネーター機能の強化や関係機関との協議を行い、高齢者の増加に伴いニーズが高まっている通いの場の創出や買い物支援、見守り、外出支援などサービスメニューの多様化や、従来のサービス事業者に加え、様々なサービス提供主体の育成支援に取り組みます。

さらに、地域包括支援センター、ケアマネジャー、日常生活圏域コーディネーター等に対して、地域の社会資源に関する情報提供を行い、適切な支援を推進します。

### **(4)生涯にわたるこころと体の健康の増進**

市民が自らの健康をコントロールし、改善することができるよう、社会全体で健康増進を広く推進することが重要です。

ライフステージの特徴を踏まえた生涯にわたる市民の健康増進を支援するため、市民活動の推進、保健医療関係団体との連携、健康施策の推進などを通じて、自然に健康になれる環境整備に取り組みます。また、栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発を行い、個人の状態を重視した適切な支援・アプローチの実施に努めます。

具体的には、医師・歯科医師・薬剤師や保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリ専門職などの専門職による健康教育・健康相談等を、各保健センターや地域に出向いて実施し、市民の生涯にわたる主体的な健康増進活動の支援を図ります。

## 2 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援

高齢者の社会参加や生きがい創出は、地域での生活を豊かに過ごすためにも重要なテーマとなっています。高齢者の活躍は、地域貢献につながるだけでなく、社会的孤立の防止、閉じこもりからの脱却、身体機能の向上にもつながります。

今後も、地域の高齢者の通いの場等において、高齢者それぞれが培ってきた能力を発揮できるような支援や取組を進めます。また、地域活動への参加意欲の醸成、参加機会の充実を支援する取組を進め、支え合い活動の推進等により、高齢者の生きがい・やりがいの創出を支援します。

さらに、健康維持を図りつつ、地域社会の担い手となり、各々が充実した生活を実感できるよう、生涯学習や就労支援、活動機会の提供と情報発信を行います。

### 【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標                     | 指標設定の考え方  | 現状<br>(令和5<br>(2023)年度) | 目標<br>(令和8<br>(2026)年度) |
|------------------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率 | 高齢者の社会参加を進め、社会的孤立の防止、閉じこもりからの脱却、身体機能の向上につなげることは、介護予防に資する取組の状況を表す評価指標として適している。 | 調査中                     | 検討中                     |

※ 出典：堺市社会福祉協議会事業報告書

(目標) 地域の高齢者が集まり交流する多様な通いの場を展開し、介護予防の取組を推進するため、通いの場への参加率を向上させることを目標として、令和8(2026)年度の目標値を 件に設定します。

### (1)社会参加の機会・情報の提供

老化に伴って社会とのつながりを失うことは、フレイルのリスクが高まることにつながるため、高齢者の社会参加を進めることは重要です。また、高齢者の社会参加は、生きがい創出や健康維持につながり、それぞれの積極的な活動は地域活性化にも寄与します。また、高齢者の地域での活躍は、地域生活課題の解決にもなり得ます。

今後も、多様なライフスタイルや価値観を尊重しつつ、教養や趣味、スポーツ、ボランティア、就業など、多岐にわたる活動を支援します。また、高齢者が新たに学習や就労、地域活動等を考えたり、これまでの活動や交流の幅をより一層広げられたりできるよう、情報やきっかけの提供、活動場所確保のための支援を行います。高齢者同士が支え合い、地域社会の担い手となれるよう、参加意欲の醸成、参加の機会と場の提供を進めます。

## **(2)地域を支える担い手の確保・育成**

高齢者の自立支援を目的とした事業において、高齢者が培ってきた知識、経験、技術などを活かせるような働きかけを行い、高齢者自らが支援側に立場を変えることで役割を持ち、自立支援をさらに実現する取組を推進します。

## **(3)地域の通いの場の創出**

地域における介護予防の取組を促進するために、日常生活圏域コーディネーターの配置を進め、地域課題と地域資源のマッチングにより、サービスメニューの多様化、サービス提供主体の多様化・育成支援等に取り組み、高齢者の社会参加を通じた地域での介護予防の活動を推進します。

また、地域主体で取り組んでいる「いきいきサロン」や健康づくり自主活動グループなど、様々なかたちで、高齢者の健康維持や介護予防に資する通いの場の創出を図ってきており、今後もより幅広い層にご利用いただけるよう、誰もが参加しやすい場の充実に取り組んでいきます。

## **(4)地域における助け合い活動の推進**

地域での高齢者の暮らしには、日頃からの声掛けや助け合いが重要です。いざというときに備えておくためにも、また地域ネットワークの拡充に向けても、このようなつながりは地域共生社会の基盤となります。

地域での様々な助け合いの活動を推進し、高齢者の健康増進や仲間同士での活動を支援しています。今後も、高齢者が集い、個々の力が結集して地域力となるような活動の充実に図ります。また、地域でのつながりを活性化できるよう、各区と連携しつつ地域特性に応じた取組を推進します。



# トピックス

## 【老人クラブ活動】

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として活動を行っています。

また、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と協働したり、健康増進や生きがいを創出したりするなど、生活を豊かにする活動を行い、明るい長寿社会の構築に向けた取組を行っています。



グラウンドゴルフ



ゲートボール



ディスコン



囲碁

### 3 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられる都市を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進という観点からも、様々な主体が一体となって、高齢者の見守り・多様な生活支援に取り組むことが重要です。

また、高齢者の暮らしの安全・安心を確保するうえで、住まいの確保と生活の一体的な支援が必要となることから、高齢者が安心して暮らし続けられる生活環境の整備を支援します。加えて、高齢者が安全・安心に生活できるように、防災・減災の支援、感染症対策等についても取組を進めます。さらに、高齢者の人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、権利擁護事業、成年後見制度の利用促進に取り組めます。

#### 【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標              | 指標設定の考え方   | 現状<br>(令和4<br>(2022)年度) | 目標<br>(令和8<br>(2026)年度) |
|-----------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 見守りネットワーク登録事業所数 | 日常業務の中で高齢者の見守り支援に協力する「見守りネットワーク登録事業所」が増え、事業者、企業、協力機関など、様々な主体が協力して高齢者の課題に取り組むことは、高齢者が安心して暮らし続けられる都市の実現につながることから、評価指標として適している。 | 2,374件                  | 2,600件                  |

※ 出典：堺市健康福祉局調べ

(目標) 見守りネットワーク登録事業所数を令和4(2022)年度の2,374件から増加させることを目標として、令和8(2026)年度の目標を2,600件に設定します。

#### (1) 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保

高齢者が住み慣れた住まいで安心して暮らし続けられるように、高齢者の身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等の支援を行います。また、独居世帯、高齢者のみ世帯などをはじめとする緊急通報システムの周知・拡充や、高齢者宅への防火訪問による定期的な火災予防の働きかけ等を進めます。

サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の住まいが多様化している現状に鑑み、高齢者にとって安全・安心な住まい選びの際の留意点などの啓発を進めます。また、住宅の質の確保・向上を図るため、定期的な立入検査を行うなど、取組の充実を進めます。

また、老朽化した市営住宅の建替えなどにおいて、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を計画的に進め、既存住宅においても、中層住宅へのエレベータの設置などバリアフリー化を促進し、高齢者をはじめすべての人が生活しやすい住宅構造へと誘導します。

## (2)高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

高齢者が社会参加などを通じていきいきと暮らすためには、活動しやすく、安心して外出できる都市環境が重要です。

「堺市移動等円滑化促進方針」等に基づき、高齢者が外出しやすい都市環境となるようバリアフリー化に向けた整備を促進します。また、外出の支援に取り組み、高齢者の身体状況等の変化に応じた交通安全対策を推進します。

## (3)災害や感染症対策に係る体制整備と支援

### 【災害時避難支援】

高齢者をはじめすべての市民が、災害リスクを自分のこととして日頃から考え、適切な避難方法を理解し、自分の命を自分で守る行動ができるよう、防災意識の醸成に取り組みます。

また、近年、各地では、記録的な局地的大雨や集中豪雨に伴い、河川の大規模な氾濫や土砂災害などが発生し、高齢者施設等が被災するなど、高齢者が犠牲となる事例が発生していることから、浸水想定区域にある社会福祉施設等の適切な避難確保に向けた取組を推進します。

水防法等により介護保険事業者等に義務付けられている避難確保計画の作成や、避難訓練の実施報告を通じて、より実効性の高い避難確保体制の構築に繋がるよう助言・勧告し、介護保険事業者等への地域防災計画等の周知にも取り組みます。

一方、自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者には、対象者本人からの登録申請に基づいて作成した避難行動要支援者一覧表を活用するなどして、避難支援に関する取組を推進します。特に、令和3（2021）年に改正された災害対策基本法等に基づき、ハザードの状況や心身の状態等から優先度が高いと判断される避難行動要支援者について、個別避難計画を作成します。

### 【感染症対策・生活基盤を支える対策支援】

介護等をしている家族が新興感染症等に感染すると、継続して介護等を行うことが困難になります。新型コロナウイルス感染症対応において、在宅で安心して、訪問介護サービス等を受けることができるよう「在宅ケア継続支援事業」を実施し、堺市内の介護事業所・障害者施設向けに新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応マニュアルの作成、感染症初動対応研修の実施、介護施設及び介護事業所に対し、感染症発生及び感染症拡大を防止するための策を講じるための支援を行いました。



今後の新興感染症発生時にもこの取組を参考として必要な支援策を実施します。また、在宅の高齢者が感染した場合における支援を安定的に継続するために、健康管理、生活支援を提供する体制を整えます。

#### **【介護現場における対策への指導・支援】**

感染症法等も踏まえ、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、必要に応じ平時から関係部局・関係機関の連携を推進します。

介護保険施設や事業所における、災害に対する避難計画や感染症予防・発生時対応マニュアル等の整備の促進を図ります。また、感染症や非常災害の発生時に介護保険事業所等が高齢者等に対し必要な介護サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図ることができるよう、業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練の実施等について、集団指導及び運営指導等を通じて周知・指導を行います。

さらに、新興感染症発生時においては、高齢者施設等に対し、発生早期から、大阪府や高齢者施設等の関係団体と連携し、施設における感染・療養状況に係る情報の集約や、情報分析に基づいた感染予防対策等の周知を行い、必要に応じ、高齢者施設等へ支援体制を整備します。関係課が連携し、緊急時には支援物資等の速やかな提供を行います。また、地域医療介護総合確保基金を活用した介護現場への ICT、ロボット等の導入を支援します。

### **(4)高齢者等への見守り支援**

事業者、企業、協力機関等が、日常業務の中で気が付いたことなどを地域包括支援センターに連絡するなどの必要な情報提供を行い、高齢者の孤立の防止、認知症者への支援、虐待防止、消費者被害の防止などの課題に地域全体で取り組みます。

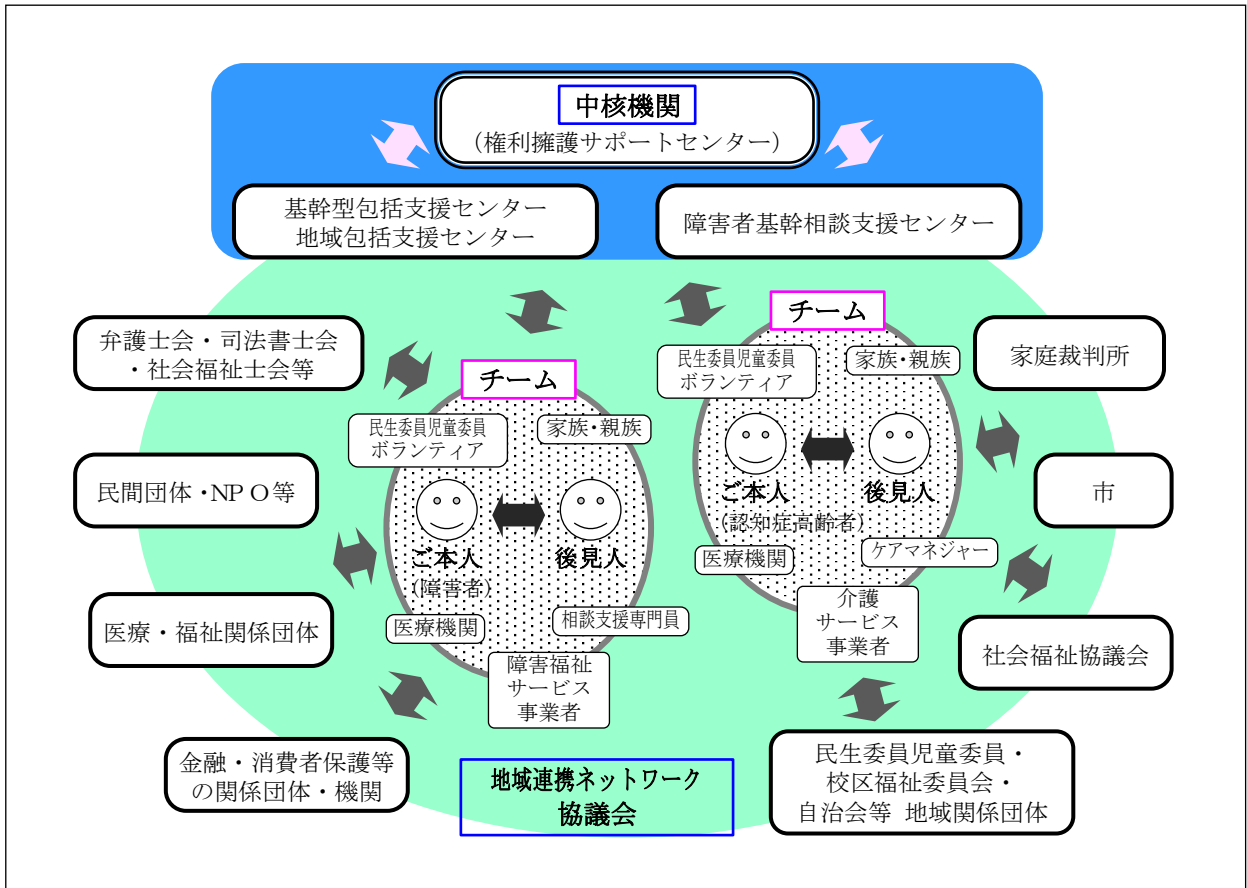
### **(5)権利擁護支援の充実**

福祉分野の基盤計画である「堺あったかぬくもりプラン 4（第 4 次堺市地域福祉計画）」において、地域連携ネットワークの中核機関として「権利擁護サポートセンター」を位置づけています。権利擁護サポートセンターを引き続き運営し、市民後見人の養成や活動支援、専門職による相談支援等、事業の一層の充実を進めます。さらに、権利擁護支援を必要とする高齢者が適切に制度を利用できるよう地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進を拡充します。

また、虐待対策の取組も進め、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組みます。

また、施設従事者等からの虐待を含め、家庭や施設等において高齢者への虐待が起これないよう取組を行うほか、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進していきます。

【権利擁護支援をすすめる地域連携ネットワークのイメージ】



資料：堺あったかめくもりプラン4（第4次堺市地域福祉計画）

(6)消費者被害防止や特殊詐欺被害防止のための取組促進

認知症などにより判断能力の低下している高齢者を含め、高齢者を狙った様々な悪質商法などが増えています。

このような消費者被害を未然に防止するため、被害に遭わないための情報提供や、悪質な事業者に対する指導等を行うなどの取組を行います。また、被害に遭った方からの相談に対しては、専門相談員による助言やあっせんを行い、被害の救済を図ります。

また、「架空料金請求詐欺」や「還付金詐欺」などの特殊詐欺が増えています。こうした犯罪は高齢者を主な標的としています。高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、大阪府警察等と連携し、電話パトロールや各種広報啓発活動等の取組を促進します。

## 4 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症の方の数は、今後も増加し続けるものと考えられ、認知症施策の充実、重要な政策課題となっています。令和元（2019）年6月に、国の認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱が決定され、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされました。また、令和5（2023）年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が成立し、認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することとされています。

認知症の方が、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の予防と早期発見・早期対応の推進や、認知症に関する理解の普及・啓発の推進、認知症への適切な対応と支援制度の充実、認知症家族等への支援や居場所の提供など、認知症等高齢者を対象とした各種支援施策を総合的に推進します。

なお、同法第13条により、市町村は「市町村認知症施策推進計画」を策定することが努力義務となりました。本計画は、「市町村認知症施策推進計画」を包含するものとして策定します。

### 【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標          | 指標設定の考え方  | 現状<br>(令和4<br>(2022)年度) | 目標<br>(令和8<br>(2026)年度) |
|-------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 認知症サポーターの人数 | 幅広く市民の方々に認知症に対する正しい知識と理解を持っていただくことが、認知症施策全般を進めるための基盤となることから、評価指標として適している。 | 86,617人                 | 103,000人                |

※ 出典：地域包括支援センター事業報告書

（目標）これまでの認知症サポーターの増加率を維持し、より多くの方に、温かく見守る応援者となっていただくため、令和8（2026）年度の目標値を103,000人に設定します。

### （1）認知症の予防と早期発見・早期対応の推進

認知症の発症をできるだけ遅らせることができるよう、また、認知症になっても、その進行をできるだけ抑えられるよう、脳トレも含めた介護予防教室の開催や認知症予防の効果が期待できる堺市版介護予防体操の普及啓発など、認知症予防につながる取組を推進します。

また、認知症も含めた認知機能の低下に対しては、早期に発見し、状況に応じた適切な治療や支援につなげることが、認知症の進行を緩やかにし、認知症に伴うBPSD（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia＝行動・心理症状）の発生を抑える上で重要です。こう

した観点から、認知症の可能性を判定できるチェックリスト等を活用して市民に認知症やその疑いに対する早期の「気づき」を促し、早期対応につなげるため取組を推進します。

## **(2)認知症に関する理解の普及や啓発の推進**

認知症に関する誤解や偏見を解消し、認知症の方が尊厳と希望を持って生きることができ、また、認知症の有無に関係なく同じ社会で生きることができる、認知症と「共生」できる社会の実現をめざし、認知症サポーターや講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成、各種広報媒体を活用した周知、各種セミナー・パネル展の開催などの取組を通して、正しい知識と理解の普及啓発を進めます。

また、ステップアップ講座の開催や関係機関と連携した活動の場の創出等により認知症サポーター等の活動を促すなど、地域で認知症の方やその家族を支える機運・仕組みの醸成を図ります。

## **(3)認知症への適切な対応と支援制度の充実**

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、地域包括支援センターなど認知症支援に携わる専門機関を中心として、医療・介護・福祉・地域などの関係機関の緊密な連携のもとで、各種支援の充実を図ることで、認知症の方やその家族を総合的に支える体制の整備を進めるほか、認知症の進行状況に応じた各種支援制度を紹介する堺市版認知症ケアパス等の支援ツールの活用や、若年性認知症の方へのきめ細かな支援を行います。そして、認知症の方の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを継続して提供できるよう、支援体制の充実に努めます。

あわせて、医療従事者等を対象とした認知症対応力向上研修や、介護従事者等を対象とした認知症介護研修など、専門職を対象とした認知症に関する研修等を開催し、市内全体の認知症関連サービスの質の向上を図ります。

## **(4)認知症の本人・家族等への支援や居場所の提供**

認知症の方を介護する家族等には、大きな負担がかかることが多いため、できるだけ介護負担を軽減し、安心して介護することができるよう、地域において認知症の方とその家族、地域住民等が交流できる居場所の提供を進めます。また、認知症の方とその家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、様々なかたちで認知症の方や家族等の意見や考えの把握に努めるほか、地域の事業所や警察等関係機関とも連携して、地域全体で高齢者を見守り、支える仕組みの構築を進めながら、本人の意向を尊重した支援に努めます。

## 5 在宅ケアの充実および連携体制の整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができる環境をつくるためには、高齢者の状況に応じて、医療、介護、生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供できる体制が重要となります。特に、複雑化・複合化する高齢者等のニーズに対しては、相談内容に応じ、また、適切なサービス等につなげるよう支援することも重要です。

そのため、在宅医療・介護の連携強化や地域包括支援センターの機能の充実、孤立化の防止、総合的な相談支援体制の整備など、在宅ケアの基盤整備に向けた取組を進めます。

### 【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標              | 指標設定の考え方   | 現状<br>(令和4<br>(2022)年度) | 目標<br>(令和8<br>(2026)年度) |
|-----------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 地域包括支援センターの援助件数 | 「地域包括支援センター」の支援により在宅ケアを充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることが健康寿命の延伸に寄与することから、評価指標として適している。 | 162,307件                | 170,000件                |

※ 出典：地域包括支援センター事業報告書

(目標) 高齢化の進展に伴い、相談件数が増え、他機関との連携を要するなど相談内容・期間が複雑化・長期化していることを踏まえ、相談支援に関して質的にも量的にも充実させる必要があることから、高齢者への援助数を増加させることを目標として、令和8(2026)年度の目標値を170,000件に設定します。

### (1)在宅医療・介護の連携強化

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ職・医療相談員・介護支援専門員(ケアマネジャー)・社会福祉士など、医療や介護に携わる多職種が有機的に連携しながら、在宅医療と介護の連携強化に向けた様々な取組を推進します。

医療・介護機関リストのホームページ掲載など地域の医療・介護資源を把握・情報発信し、多職種連携によるセミナー開催など市民への普及啓発に取り組みます。

また、関係機関との連携会議や審議会などの場を通じた課題の抽出と対応策の検討、共通連絡シートを盛り込んだ多職種連携マニュアルやICTによる情報共有ツールの活用など関係者の情報共有・連携の支援を行います。多職種向けの研修会・講演会の開催や異業種間の現場見学実習の実施など医療・介護関係者向けの学びの場の充実、在宅医療・介護連携のための関係機関向け相談窓口の設置に取り組みます。さらに、人生の最終段階における医療・介護等の方針を話し合うアドバ



ンス・ケア・プランニング（人生会議）を推進します。各種関連施策を総合的に進めることで、介護の必要な高齢者の在宅での生活を包括的に支援する体制の整備を進めます。

## **(2)地域包括支援センターの運営**

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉をはじめ、地域の様々なサービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援する機関で、地域包括ケアシステムにおいて中心的役割を果たします。

地域包括支援センターが高齢者にとってより身近な相談窓口となり、適切なサービス等につながるよう支援するため、必要な体制の整備や効果的な研修の実施などにより、地域包括支援センター職員の支援力の向上を図ります。

また、地域包括支援センターが地域課題解決型地域ケア会議を主催することで、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、さらには地域の資源開発、政策の検討を行います。

より良い運営に向けた取組を推進するため、年 1 回、本市が取組を評価し、評価結果については、堺市地域介護サービス運営協議会において学識経験者や関係者からも意見を聴取することなどにより、地域包括支援センターの適切な運営に努めます。

## **(3)総合的な相談支援体制の整備**

複雑化・複合化する高齢者に係る課題に柔軟に対応するため、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーやダブルケア等も含む様々な課題の解決に向けた相談支援を充実させます。

また、令和 3（2021）年度施行の改正社会福祉法で示されている重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」を活用することで、他分野の関係機関とも効果的に連携し、チームによる支援を推進します。

## **(4)在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実**

在宅生活の支援においては、介護サービス等が重要な役割を果たします。居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービスの更なる普及等、地域の実情に合わせて、在宅サービスの整備を推進します。

また、在宅生活の支援では、在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえ、介護サービス等に加え、様々な生活支援サービス等が地域できめ細かく展開されることが重要となります。生活支援サービスや、地域における見守りや互助活動などを通じた在宅生活の支援の充実を進めます。

さらに、地域における取組にあたっては、「堺あったかぬくもりプラン 4（第 4 次堺市地域福祉計画）」などにおける地域福祉の取組等とも連携し、基盤の整備、地域住民への普及啓発、活動の組織化支援や専門性の向上支援などを進めます。

## **(5)家族介護者等への支援の充実**

高齢化に伴う介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、高齢者同士の介護、複数の課題を抱える世帯の増加、認知症高齢者の増加、ヤングケアラーやダブルケアなど、高齢者に係る課題やニーズは複雑化・複合化しており、多くの家族介護者等が、介護に大きな負担を抱えています。在宅ケアにおいては、高齢者を支える家族等に過重な負担がかからないようにすることも重要です。

こうした家族介護者等の精神面・身体面での負担を軽減し、家族介護者等もいきいきと暮らすことができるよう、レスパイト（介護者の休息）も含めて、仕事と介護の両立などワークライフバランスの実現に向けた取組を推進します。

## **(6)市民への情報提供の充実や意識の啓発**

在宅を療養の場として選択するニーズが高まる中で、在宅医療や終末期などについての正しい情報を市民に周知することが重要です。そのため、関係機関で連携し、在宅医療や介護、終末期対応等について、市民に分かりやすい情報の提供や広報を進めます。また、堺市版エンディングノートの普及・配布など市民の終活の支援を行います。

さらに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増える中、本人や家族が在宅で生活続けることについて、できるだけ早い時期から心構えを持ち、準備をしておくことが重要であるとの意識啓発を進めます。

## 6 介護サービス等の充実・強化

安心して心豊かな暮らしの実現に向けて、高齢者が必要とする介護サービスが適切に提供されることが重要となります。また、地域の中で提供される多様なサービスについて、質を高め、円滑に利用できるようにすることが求められます。

そのため、利用者が安心して多様なサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組み、中長期的な視点に立った介護サービス提供基盤を確立し、円滑に利用できる環境整備を進めます。

一方、利用者に必要な介護サービス等を提供するためには、介護職員等の人材の確保、育成が不可欠であるため、介護の仕事の魅力向上や定着促進に向けた取組等を通じて、介護人材を円滑に確保できる体制の構築を進めます。そして同時に、生産性の向上に関する取組も進めます。

また、在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設整備を適正に進め、地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とするサービス見込み量の設定に努めます。

### 【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標                                  | 指標設定の考え方  | 現状<br>(令和5(2022)<br>年9月) | 目標<br>(令和8(2026)<br>年度) |
|-------------------------------------|---|--------------------------|-------------------------|
| 特定処遇改善加算を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合 | 経験・技能のある介護職員の賃金面での処遇改善が介護人材の将来にわたる安定的な確保につながることから、評価指標として適している。 | 70.85%                   | 75.80%                  |

※ 出典：堺市健康福祉局調べ

(目標) 令和5(2023)年9月の現状値を踏まえ、対象事業所の取得率を毎年度1.6%以上増加させることをめざし、目標値を75.80%に設定します。

### (1)2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

高齢化に伴う医療・介護サービスのニーズの高まりによる介護人材の不足が懸念されており、介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けて、介護人材の確保や定着促進の支援が必要です。

多様な介護人材の確保に向け、大阪府と連携し介護助手等の普及に向けて広報を行います。また、優れた取組を行う介護事業所、介護職員の表彰や職責別に体系化した研修の実施により、介護事業

所の人材の育成及び定着支援を行います。さらに、介護の魅力を社会に発信することを目的として、介護事業所による「さかい福祉と介護の実践発表会」や、学生等を対象とした相談会を実施し、介護人材を円滑に確保できる体制の構築を進めます。

## **(2)介護サービスの質の向上**

施設従事者等における虐待の防止等の観点も含め、介護サービスの質を高めるため、事業者への指導、関係機関で実施される介護サービス従事者等を対象とした研修の情報提供など、サービス事業所職員の介護技術の向上等につながる取組を推進します。さらに、介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進にも取り組みます。

また、サービス提供事業者の情報公開や相談・苦情対応などの体制を充実し、ケアマネジメントの質の向上、介護保険制度の理解促進などに取り組みます。

## **(3)ケアマネジメントの質の向上**

介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その方らしい自立した日常生活を営むことができるようにするためには、利用者の日常生活、介護上の課題を的確に把握し、それに対応した過不足のない自立支援に資するサービスを提供することが必要です。そのような適切な介護サービスの提供において、ケアマネジメントの役割は大変重要となります。

そのため、ケアマネジャーへの研修やケアプラン点検、介護予防ケアマネジメント検討会議などを通じて、本市のケアマネジメントに関する基本方針の周知を図り、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。また、自立支援、介護予防・重度化防止等の観点から、効果的なケアマネジメントのあり方を検討し、普及を図ります。

## **(4)介護現場の生産性の向上**

令和5（2023）年5月の介護保険法の改正（令和6（2024）年4月施行）により、都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定が新設されました。大阪府と緊密に連携し、大阪府が実施する生産性向上に資する様々な支援・施策を網羅的に取り扱い適切な支援につなぐワンストップ窓口の活用など総合的な事業者への支援に取り組んでいきます。

また、介護サービスの質の維持・向上を図るため、介護事業者が自律的に職場環境の改善に取り組めるようになるための支援を行います。さらに、生産性の向上に向けて、次のような取組を推進します。

- 電子での申請・届出を原則とし、介護保険サービスの指定申請書類等及び届出書類について手続の簡素化・電子化を進め、介護部門の従事者の負担を減らします。
- 指導の標準化・効率化を図ることにより、より効率的な運営指導をめざします。
- 訪問介護事業所のサービス提供責任者向け研修を実施します。
- 処遇改善加算の申請書類・届出方法を簡素化し、加算の取得を促進します。
- 地域医療介護総合確保基金を活用した介護現場への ICT、ロボット等の導入を支援します。

## **(5)費用負担への配慮**

低所得者などにおいて、介護保険サービスに係る費用負担が過重にならないように、高額介護（予防）サービス費を始め、社会福祉法人利用者負担減免制度など安心して利用できる仕組みを設けています。

## **(6)介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等**

介護保険制度の周知・啓発に取り組みます。また、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表システムを活用し、財務状況の公表にも取り組みます。さらに、各種の生活支援サービスなどの普及にあわせ、サービス情報の提供や相談などの体制の充実を進めます。

## **(7)介護給付適正化事業の推進**

介護給付適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことを基本としています。このことは、利用者に対する適切なサービスの確保と、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付適正化事業は、限られた資源を活用し、高齢者の方が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためにも重要な事業です。事業の実施に当たっては、大阪府国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用して、保険者の事務負担の軽減と効果的・効率的な事業の実施をめざします。そして、介護給付適正化の基本的な考え方を踏まえ、介護サービスの質の向上と円滑な利用を図るため、要介護認定の適正化やケアプランの点検など国が定める介護給付適正化事業を推進します。

さらに、介護給付適正化事業の推進にあたっては、国や大阪府と連携し、また、大阪府国民健康保険団体連合会への委託も活用しながら、効果的・効率的に取り組みます。

また、要介護認定までの期間を短縮するため、審査の簡素化・効率化を進めます。